

令和 8 年度甲種防火管理新規講習実施要領

1 講習区分

消防法第 8 条に規定する防火管理者としての「資格」を付与するための甲種防火管理新規講習（消防法施行令第 3 条第 1 項第 1 号）

- (1) 自力避難が困難な要介護者が入所している施設で収容人員が 10 人以上の施設関係者。
- (2) ホテル、店舗など不特定多数の者が利用する延べ面積 300 平方メートル以上の建物で、
 - ア 収容人員が 30 人以上の建物関係者。
 - イ 特定用途のテナントの収容人員が 30 人以上のテナント関係者。
 - ウ 非特定用途のテナントの収容人員が 50 人以上のテナント関係者。
- (3) 事務所、共同住宅など特定多数の者が利用する延べ面積 500 平方メートル以上の建物で、収容人員が 50 人以上の建物関係者。

※ 「関係者」とは、所有者、管理者又は占有者をいう。

2 講習日時、講習会場及び受講定員

(1) 講習日時

令和 8 年 10 月 28 日（水） 午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

令和 8 年 10 月 29 日（木） 午前 9 時 00 分から午後 12 時 00 分まで（2 日間）

（受付時間：講習初日の午前 9 時 00 分から午前 9 時 20 分まで）

(2) 講習会場

奄美川商ホール 第 2 会議室（奄美市名瀬長浜町 517）

※ 感染症まん延防止・台風等により、止むなく延期することがあります。

(3) 受講定員

定員は 80 名

※ 受講申込書の到着順で受理し、定員に達し次第締め切ります（受講申込み後に、定員に達した場合、受理できない方のみ電話連絡いたします。受理の方への電話連絡はいたしません）。

※ 受付終了日（10/16）間近に受講申込みをされる方は、事前に申込み状況の確認をお願いします。

また、申込み後に受講ができなくなった場合は、早急に連絡をお願いします。

3 受講手続

- (1) 受講申込書（別紙）に必要な事項を記入し、大島地区消防組合消防本部予防課査察係へ提出してください。
- (2) 受講申込書の受付は、8月3日（月）から10月16日（金）までです。持参若しくはFAX・郵送して下さい。
- (3) 受講料 ￥6,000－（テキスト・DVD付き）
講習初日に講習会場にて徴収します。（お釣りが要らないようにご協力ください。）

4 修了証の交付

全課程を受講された方に修了証を交付します。

遅刻又は早退をされた方には、修了証は交付いたしません。

5 講習日程

- (1) 1日目（10月28日）

時 間	科 目
09：00～09：20	受付
09：20～09：40	DVD 上映（防火管理って何？）
09：50～11：30	第1章 防火管理の意義と制度の概要
11：40～12：00	第2章 火災の現象
12：00～13：00	昼食
13：00～14：00	第3章 出火防止と収容人員の管理
14：10～15：00	第4章 危険物等の安全管理
15：10～16：00	第5章 地震対策
16：10～17：00	第6章 施設・設備の維持管理

- (2) 2日目（10月29日）

時 間	科 目
09：00～09：50	第7章 自衛消防
10：00～11：00	第8章 防火管理の進め方と消防計画
11：10～11：40	修了考査
11：50～12：00	修了証交付式

6 注意事項

- (1) 本人確認のため、顔写真付きのマイナンバーカードや運転免許証等公的証明書を講習当日に持参してください。
- (2) 筆記用具は、各自持参されてください。
- (3) 携帯電話、スマートフォンは、受講中はマナーモードにするか、電源をお切りください。
- (4) 昼食は、各自でご用意ください。

7 問合せ先

〒894-0006 奄美市名瀬小浜町 27 番 5 号

大島地区消防組合消防本部 予防課 査察係 TEL 0997-52-0100 FAX 0997-52-5107

別記

第1号様式（第5条関係）

受講番号	※	甲種防火管理新規講習受講申込書
受講日	10月28日(水)・29日(木)	
本籍	(都道府県のみ記載)	
住所		
ふりがな 氏名	連絡先 ()-()-()	
生年月日	年 月 日生	
勤務先	TEL ()-()-()	
職務上の地位		
上記のとおり、消防法施行令第3条第1項第1号の規定による防火管理に関する講習の受講申込みをいたします。 年 月 日 大島地区消防組合消防長 殿 氏 名 _____		

備考1 ※印のところは記入しないこと。

2 「住所」は番地まで確実に記入すること。

3 「氏名」は戸籍上の氏名を楷書で記入すること。

4 「勤務先」は、現在勤務している又は防火管理者を必要とする防火対象物の名称を記入すること。

5 「職務上の地位」は〇〇課長、〇〇係長等と記入すること。

6 その他、共同住宅、アパートの場合は「勤務先」の欄にその名称を記入すること。

7 記入された個人情報は、防火管理講習に関すること以外に利用いたしません。

大 消 予 第 685 号
令 和 8 年 7 月 6 日

各消防分署長・消防分駐所長 殿

大島地区消防組合
消防長 屋島 寿郎

令和 8 年度甲種防火管理再講習の開催について（ご案内）

このことについて、平成 15 年 6 月 13 日付け総務省令第 90 号により、「消防法施行規則 第 2 条の 3（防火管理に関する講習）」が改正され、これにより収容人員が 300 人以上の特定防火対象物の防火管理者については、「再講習」が義務付けられることとなり、平成 18 年 4 月 1 日から施行されています。

ついては、下記のとおり「甲種防火管理再講習」を開催するので、貴職管内の対象となる特定防火対象物の関係者に別紙の案内文書を発送し周知されるよう通知します。

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 日 時 | 令和 8 年 10 月 29 日(木)
午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
(受付時間：午後 1 時 10 分から午後 1 時 30 分まで) |
| 2 | 場 所 | 奄美川商ホール 第 2 会議室
(奄美市名瀬長浜町 517) |
| 3 | 受 講 料 | 2,000 円 (テキスト付き) |
| 4 | 講習内容等 | 別紙「甲種防火管理再講習実施要領」のとおり |

甲種防火管理再講習実施要領

1 日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年10月29日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで
(受付時間：午後1時10分から午後1時30分まで)
- (2) 場 所 奄美川商ホール 第2会議室（奄美市名瀬長浜町517）

※ 感染症まん延防止・台風等により、止むなく延期することがあります。

2 講習区分

消防法施行令第3条第1項第1号(防火管理者の資格)に規定する甲種防火管理者としての資格取得後に、同令第4条の2の2第1項第1号(収容人員300人以上)の特定防火対象物の防火管理者に対して行なう再講習です。

3 受講基準(平成23年6月17日 消防庁告示第8号)

(1) 受講対象

- ア 収容人員が300人以上の特定防火対象物の防火管理者で、甲種防火管理新規講習の課程を修了している者。
- イ 建物全体の収容人員が300人以上の特定防火対象物で、建物内の管理権原が分かれており、管理権原ごとの収容人員が(6)項ロの用途で10人以上、(6)項ロを除く特定防火対象物で30人以上、その他の非特定用途で50人以上となる部分で選任された甲種防火管理新規講習の課程を修了している者。

(2) 受講期限

- ア 甲種防火管理新規講習又は直近の再講習を受講した日の翌年度の4月1日から起算して、5年以内ごとに再講習を受講。
- イ 甲種防火管理新規講習又は直近の再講習を受講した日の翌年度の4月1日から起算して、4年以上経過している者が、新たに防火管理者に選任された場合は、選任された日から1年以内に再講習を受講。

※ (1)に該当する者が、(2)の期限内に受講しない場合、防火管理者未選任の扱いを受けますので、ご注意ください。

4 講習日程

時 間	科 目
13：10～13：30	受付
13：30～14：20	第Ⅰ章 防火管理の動向と制度の概要等 第Ⅱ章 防火対象物の変遷と防火管理
14：30～15：20	第Ⅲ章 火災事例等に基づく防火管理対策 第Ⅳ章 防火管理に関する消防法令等の改正概要
15：20～15：30	修了式

5 受講手続き

- (1) 「防火管理者の証(手帳)」、修了証(A 4、カード式)をお持ちの方は、受講申込書(別紙 1)に必要事項を記入のうえ、同時に提出してください。
- (2) 大島地区消防組合の「修了証(A 4 版サイズ)」をお持ちの方は、受講申込書(別紙 1)に必要事項を記入し、提出して下さい。
- (3) 「防火管理者の証(手帳)」・「修了証」を紛失した方は、受講申込書(別紙 1)と再交付申請書(別紙 2)に必要事項を記入し、提出して下さい。

※ 再交付手数料として 200 円が必要です。

※ 大島地区消防組合以外で甲種防火管理新規講習を受講し資格を取られた方は、受講した消防本部で再交付を受けなければなりませんのでご注意ください。

- (4) 申込締切日 令和 8 年 10 月 16 日(金)

※ 郵送の場合は締切日の消印まで有効です。

F A X 及びメールでの受付はできません。

- (5) 受講料 2,000 円(テキスト付き)は、講習当日に会場で徴収いたします。

6 その他

- (1) 駐車場は特に確保しておりません。公共交通機関等のご利用をお願いします。
- (2) 受付時間(講習当日の 13 : 10 ~ 13 : 30)を遵守して下さい。
- (3) 筆記用具を持参して下さい。
- (4) 遅刻者、講習中の退室者等に修了証の交付はいたしません。

連絡先	〒894-0006 奄美市名瀬小浜町 27 番 5 号
	大島地区消防組合消防本部
	予防課査察係
	☎ 0997-52-0100
	F A X 0997-52-5107

第 3 号様式（第 5 条関係）

甲種防火管理再講習受講申込書

	※受講番号	
ふりがな 氏 名		
住 所		
	連絡先 () - () - ()	
本 籍	(都道府県のみ記載)	
生年月日	年	月 日生
勤 務 先	TEL () - () - ()	
職務上の地位		
防火管理者 選任年月日	年	月 日
防火管理者 資格取得年月日	年	月 日
上記のとおり、消防法施行規則第 2 条の 3 の規定による防火管理 に関する再講習の受講申込をいたします。 年 月 日 大島地区消防組合消防長 殿 氏 名 _____		

- 備考 1 ※は記入しないでください。
- 2 楷書で記入してください。
- 3 「氏名」は戸籍上の氏名を記入してください。
- 4 「本籍」は都道府県を記入してください。
- 5 「勤務先」は防火管理者として選任されている防火対象物の
名称を記入してください。
- 6 記入された個人情報は、甲種防火管理再講習に関すること以
外に利用いたしません。

第 8 号様式（第 7 条関係）

（甲種・乙種・再講習）修了証（確認証）再交付申請書

年 月 日 大島地区消防組合消防長 殿 申請者 氏 名	
住 所	
ふりがな 氏 名	連絡先（ ）-（ ）-（ ）
生 年 月 日	年 月 日生
本 籍	（都道府県のみ記載）
現在勤務している 事業所の所在地・名称	〒 —
申 請 の 理 由	
※修了（確認）証 交付年月日・番号	（甲・乙・確認証） 年 月 日 No. _____
※再講習修了証 交付年月日・番号	年 月 日 No. _____
※再交付年月日	年 月 日
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 - 2 本人であることを証明する住民票又は免許証等の写しを添付すること。
 - 3 氏名の変更の場合は、2 のほか、戸籍妙本を添付すること。
 - 4 申請手数料（200 円）を納付すること。
 - 5 ※印の欄は記入しないこと。